

# 建材・住宅設備産業取引ガイドラインの概要

## ＜建材・住宅設備産業の取引の特徴と本ガイドラインの位置づけ＞

- 施主から部材メーカーに至るまで多層構造で複雑な流通経路を形成しており、上流の取引は下流に影響を及ぼす。
- 施工工事と密接に関わっており、取引・契約形態によって適用法律が異なるが、本ガイドラインは下請法及び独占禁止法を対象としている。

製造委託契約(企業規模要件等あり)  
⇒ 下請法

建設工事を伴う契約  
⇒ 建設業法

左記2つ以外を含め全般  
⇒ 独占禁止法

➡ 建材・住宅設備産業の取引適正化を目指すためには、本ガイドラインの普及に加え、国土交通省が発表した「建設業法令遵守ガイドライン」を併せて活用することが必要。

## ＜ガイドラインの構成＞

- 取引段階ごと(見積～発注～発注変更～受領・返品・やり直し～支払等)に、①問題となる具体的行為事例、②関連法規の留意点及び望ましい取引慣行 ③望ましい取引実例(ベストプラクティス)を記載。

## ＜主な問題となる具体的行為事例＞

- 施主の要望で、頻繁に建材の仕様変更が繰り返されがちで、変更によるコストアップ分が下請事業者の負担となっている。
- 生産が終了した後も金型保管を求められる結果、廃棄できない多数の金型の保管コストが負担となっている。
- 建築現場の進捗に合わせるよう、親事業者からの多頻度小口配送要求が常態化しているが、配送にかかる費用は認められない。
- 原材料の値上げが請負金額に反映されない。

## ＜主なベストプラクティス＞

- 親事業者は、施主の希望を確認の上、下請事業者と建材のデザイン、色番等の仕様を決定している。
- 親事業者との協議の結果、当初の発注の際に、金物類等の部品用金型の保管年数、保管料等が契約に盛り込まれることになった。
- 親事業者が帰り便を活用して、下請事業者の倉庫に部材を引き取りに寄ることで、双方の物流コストの削減を実現した。
- 原材料価格に連動して、製品単価も変動するシステムを親事業者と取決め導入した。